

雇用保険 マルチジョブホルダー制度

Q. 労働時間が週16時間で、67歳になる従業員がいます。その従業員は別に勤めている事業所もあり、そこと合算すると週の労働時間が20時間以上になります。

本人から雇用保険への加入希望がありました。加入することは出来ますか。

A. 65歳以上の方を対象として令和4年1月から「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が施行されました。

従来の雇用保険制度では、1つの事業所での週の労働時間が20時間以上であり、なおかつ31日以上雇用が見込まれる、という適用要件を満たすことが必要でした。

これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、次の①～③の要件を満たす場合、労働者本人が雇用保険への加入を希望し、自身の住居所を管轄するハローワークに本人が申し出ることによって、申し出を行った日から特例的に雇用保険に加入することが出来ます。

①複数の事業所に雇用される、65歳以上の労働者

②2つの事業所の労働時間を合計して、週の労働時間が20時間以上であること。

ただし、各事業所における週の労働時間が5時間以上20時間未満

③2つの事業所で、それぞれの雇用見込みが31日以上

マルチ高年齢被保険者が失業した場合、一定の勤務実績などの要件を満たせば、失業給付として被保険者期間に応じて30日分または50日分の一時金が支給出来ます。

そして、一定の要件を満たした場合には、育児休業給付・介護休業給付・教育訓練給付なども対象になります。

雇用保険料については、加入した日(本人がハローワークに申し出た日)から納付義務が発生しますので、ご注意ください。

このほかにも要件があるので、詳しくはハローワークへお問い合わせください。